

法発〔2020〕32号

最高人民法院による電子商取引プラットフォームに関わる知的財産権民事事件の審理に関する指導意見

最高人民法院 2020年9月10日

参照サイト：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-254931.html>

【仮訳】

法発〔2020〕32号

最高人民法院による電子商取引プラットフォームに関
わる知的財産権民事事件の審理に関する指導意見

各省、自治区、直轄市高級人民法院、解放軍軍事法院、
新疆ウイグル自治区高級人民法院生産建設兵団分院：

電子商取引プラットフォームに関わる知的財産権民事
事件を公正に審理するため、法により電子商取引分野
の各当事者の合法的權益を保護し、電子商取引プラッ
トフォームの経営活動の規範、秩序、健康的な発展を促
進し、知的財産権裁判実務と結付けて、本指導意見を
制定する。

1. 人民法院が電子商取引プラットフォームに関わる知
的財産権紛争事件を審理する場合、厳格な知的財産権
保護原則を堅持し、法により電子商取引プラットフォー
ムを通じてニセモノ、海賊版などの権利侵害品或いは
サービスを提供する行為を処罰し、積極的に当事者が
信義誠実の原則を遵守するよう指導し、法により正当に
権利を行使するとともに、知的財産権者、電子商取引プ
ラットフォーム事業者、プラットフォーム内の経営者など
の各当事者間の関係を適切に処理しなければならない。

2. 人民法院は電子商取引プラットフォームに関わる知
的財産権紛争事件を審理する場合、「中華人民共和國
電子商取引法」(以下、電子商取引法という)第9条の
規定に基づき、関係当事者が電子商取引プラットフォー
ム事業者或いはプラットフォーム内の経営者に属する
か否かを認定しなければならない。

人民法院は電子商取引プラットフォーム事業者の行
為が自営業に属するか否かを認定する場合、以下に
掲げる要素を考慮することができる：商品販売ページ
上に表示されている「自営(自営)」情報；商品の実物に

表示された販売主体情報；領収書(發票)などの取引伝
票上に表示された販売当事者の情報など。

3. 電子商取引プラットフォーム事業者はプラットフォー
ム内の経営者が知的財産権を侵害していることを知り
或いは知りうる場合、権利の性質、権利侵害の具体的
な情況と技術的条件、及び権利侵害を構成する初期証
拠、サービスのタイプに基づき、速やかに必要な措置を
講じなければならない。必要な措置を講じる場合、合理
的かつ慎重な原則を遵守しなければならない。削除、遮
蔽、リンク遮断などの掲載取下措置を含むがこれらに限
らない。プラットフォーム内の経営者が何度も故意に知
的財産権を侵害している場合、電子商取引プラットフォ
ーム事業者は取引とサービスを終了する措置を取る権
利がある。

4. 電子商取引法第41条、第42条、第43条の規定に
基づき、電子商取引プラットフォーム事業者は知的財産
権の種類、商品或いはサービスの特徴などによりプラッ
トフォーム内の通知と陳述メカニズムの具体的執行措
置を制定することができる。但し、関連措置は当事者
に対して法により権利を維持する行為に不合理な条件
或いは障害を設けることはできない。

5. 知的財産権者が電子商取引法第42条の規定に基
づき、電子商取引プラットフォーム事業者に通知には通
常以下に掲げることが含まれる：知的財産権の権利証
明及び真実の身分情報；正確な位置が確定できる被疑
権利侵害品或いはサービスの情報；権利侵害を構成す
る初歩的証拠；真実性を通知する保証書など。通知は
書面方式を採用しなければならない。

通知が特許権に係る場合、電子商取引プラットフォー
ム事業者は知的財産権者に技術的特徴或いは設計の
特徴の対比説明、実用新案或いは意匠特許権評価報
告などの資料を提出するよう求めることができる。

6. 人民法院は通知者が電子商取引法第42条第3項にいう「悪意」の有無を認定する場合、以下に掲げる要素を考慮することができる: 虚偽や変造した権利証明の提出; 虚偽の権利侵害対比の鑑定意見、専門家意見の提出; 明らかに権利状態が不安定であることを知りながらも出した通知; 明らかに錯誤の通知と知りながらも速やかに撤回或いは訂正しない; 錯誤通知の反復など。

電子商取引プラットフォーム事業者、プラットフォーム内の経営者が錯誤通知、悪意の錯誤通知出したことでその損害がもたらされたとして、人民法院に訴訟を提起した場合、電子商取引プラットフォームを通じた知的財産権紛争事件と合併審理をすることができる。

7. プラットフォーム内の経営者が電子商取引法第43条の規定に基づき、電子商取引プラットフォーム事業者に提出する権利侵害行為不存在の陳述には、通常以下に掲げることが含まれる: プラットフォーム内の経営者の真実の身分情報; 正確な位置が確定でき、中止の必要な措置を求める商品或いはサービスの情報; 権利帰属証明、授權証明など権利侵害行為不存在の初期証拠; 真実性を陳述する書面保証など。陳述は書面形式を採用しなければならない。

陳述が特許権に関する場合、電子商取引プラットフォーム事業者はプラットフォーム内の経営者に技術的特徴或いは設計の特徴の対比説明などの資料を提出するよう求めることができる。

8. 人民法院はプラットフォーム内の経営者が出した陳述に悪意があるか否かを認定する場合、以下に掲げる要素を考慮することができる: 偽造或いは無効の権利証明、授權証明の提供; 虚偽の情報或いは明らかに誤解を招くおそれがある陳述; 既に権利侵害を認定した発効した判決或いは行政処理決定が添付された通知; 陳述の内容が間違っていることを知りながらも速やかに取下或いは訂正しないなど。

9. 緊急の状況により、電子商取引プラットフォーム事業者が直ちに商品の掲載取下などの措置を講じずにその合法的利益に補填が難しい損害を被った場合、知的財産権者は民事訴訟法第100条、第101条の規定に基づき、人民法院に保全措置を講じるよう申立てることがで

きる。

緊急の状況により、電子商取引プラットフォーム事業者が直ちに商品リンクを回復しない、通知者が通知を直ちに取下或いは通知の発送を停止しないなどの行為がその合法的な利益に補填が難しい損害を与えた場合、プラットフォーム内の経営者は前項の法律の規定に基づき、人民法院に保全措置を申立てることができる。

知的財産権者、プラットフォーム内の経営者の申立が法律の規定に適合している場合、人民法院は法によりこれを支持しなければならない。

10. 人民法院は電子商取引プラットフォーム事業者が講じた必要な措置が合理的か否かを判断する場合、以下に掲げる要素を考慮することができる: 権利侵害を構成する初歩的証拠; 権利侵害の成立可能性; 権利侵害行為の影響する範囲; 権利侵害行為の具体的な状況、悪意の権利侵害があるか否か、繰り返す権利侵害情況を含む; 損害拡大防止の有効性; プラットフォーム内の経営者の利益に対する可能な影響; 電子商取引プラットフォームサービスの類型と技術的条件など。

プラットフォーム内の経営者は関連する特許権が既に国家知識産権局による無効宣告を証明する証拠を有しており、電子商取引プラットフォーム事業者はこれに基づいて必要な措置を暫時見合わせた場合、知的財産権者が電子商取引プラットフォーム事業者は未だ必要な措置を速やかに講じていないと認定するようを申立てた場合、人民法院はこれを支持しない。

11. 電子商取引プラットフォーム事業者に以下に掲げる情況のいずれかがある場合、人民法院はそれを「知りうる」権利侵害行為の存在と認定することができる:

(1) 知的財産権保護規則の制定、プラットフォーム内の経営者の経営資質の審査などの法定義務を履行していない;

(2) 未審査のプラットフォーム内に「旗艦店(旗艦店)」「ブランド店(品牌店)」などの経営者の権利証明の字句がある;

(3) 有効な技術的手段が講じられていないのに、「高品質模倣品(高仿)」「ニセモノ(假货)」などの字句を含む権利侵害品のリンクを含み、投訴の成立後に再び権利

最高人民法院による電子商取引プラットフォームに関わる知的財産権
紛争民事事件の審理に関する指導意見 2020年9月10日施行

侵害品のリンクがある;

ない状況。

(4) その他の合理的審査と注意義務が履行されてい

注: 上記翻訳は参考までの仮訳であり当方が責任を負うものではありません、原文でご確認をお願いします。